

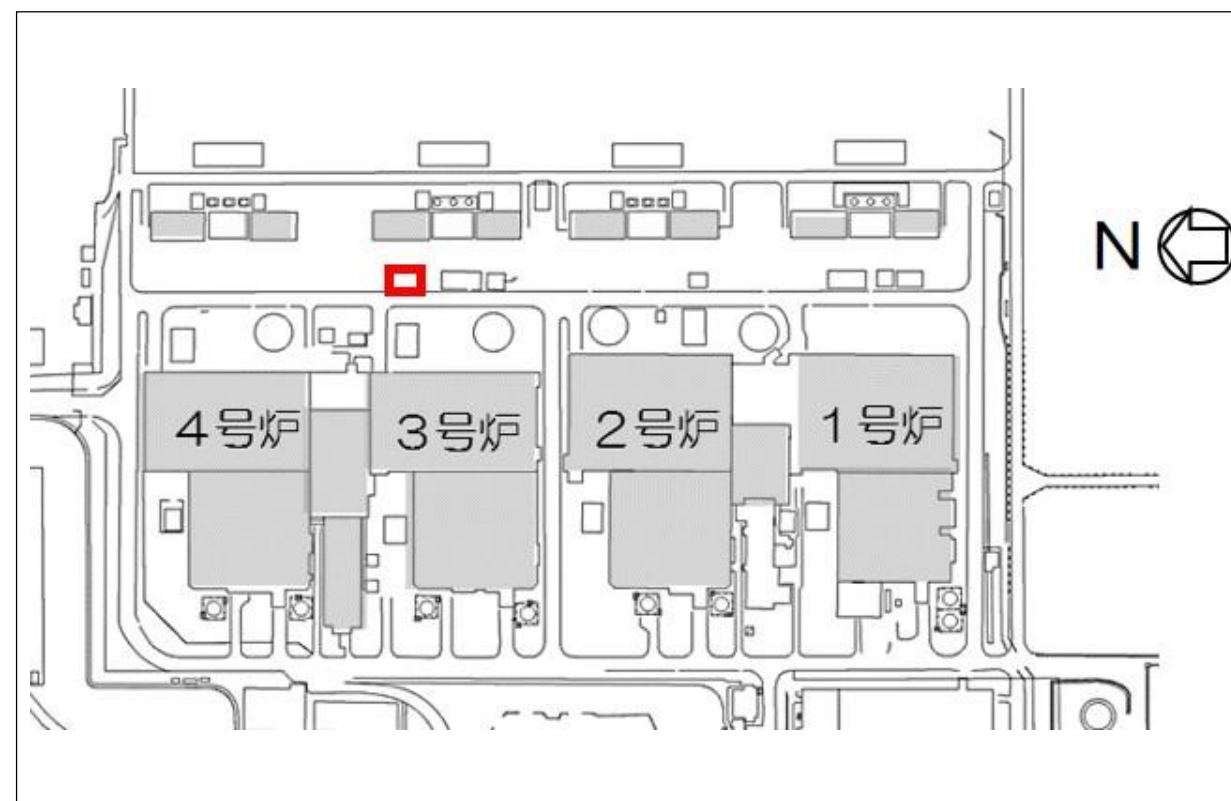
福島第二原子力発電所の廃止措置作業における解体撤去作業の開始について **TEPCO**

- ◆当所は、2021年6月23日より廃止措置における解体工事準備期間（第1段階）の廃止措置作業に着手しておりますが、この度、準備が整ったことから、2022年2月25日より管理区域外（屋外）の解体設備対象のうち、3,4号炉予備ポンベ建屋*の解体撤去作業を開始いたします。
- ◆作業内容としては、重機により当該予備ポンベ建屋を解体撤去し整地にいたします。
なお、解体で発生した廃棄物については、一般産業廃棄物として可能な限り有効利用に努め、適切に処理・処分を行ってまいります。
- ◆廃止措置の実施にあたっては、安全確保を最優先に、地域の皆さまの安心に沿えるよう、取り組んでまいります。

*予備ポンベ建屋：発電機の冷却に使用する水素ガスポンベ等の予備を保管しておくための建屋。



解体撤去する3,4号炉予備ポンベ建屋



3,4号炉予備ポンベ建屋の配置図